

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

天草市水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新が必要になりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

指定の有効期限が従来の無期限から**5年間**となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期限
H19.4.1～H25.3.31	改正法施行日の前日から4年 :2023年9月29日
H25.4.1～H31.9.30	改正法施行日の前日から5年 :2024年9月29日

天草市の場合は上記のどちらかに該当しますので、許可日を確認してください。

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、郵送にて通知します。
なお、郵便の不着や返送された方への再通知はいたしません。

指定更新の要件は水道法第25条の2(指定の申請)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
※法令第25条の3及び省令第20条に準拠



●更新申請に必要な書類等

※省令第18条に準拠

- ・様式第1号及び第2号(水道課にあります)
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は 住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)
- ・更新手数料 10,000円 新規手数料同額
(天草市水道事業給水条例第29条の規定)

●更新申請時に4項目の確認

を行いますので、次の資料をお持ちください。

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能
の資格の有無(参考)

更新申請についてのお問い合わせ先

天草市水道局水道課 TLE 0969-27-0071